盛　　審　　号　　外
令和４年４月１日

競争入札参加資格者名簿登録業者　様

盛岡広域振興局盛岡審査指導監

令和４年度物品購入に係る定例見積について（お知らせ）

当監では、効率的な物品の購入を行うため、次のとおり定例見積日を設けることとしましたのでお知らせします。

記

1　参加資格

(1)　令和２・３・４年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2)　見積りの日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3)　一般物品

盛岡広域振興局管内に本社（本店)、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。

(4) 印刷物類

ア　岩手県内に本社（本店)、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有している者。

イ　原則として、岩手県内に工場を有し自社の保有する設備での製造が可能な者。

2　定例見積案件を提示する日時及び場所

(1)　日　時　毎週火曜日及び木曜日　　９時から１７時まで

(2)　場　所　盛岡地区合同庁舎３階盛岡審査指導監閲覧室

※定例見積案件公開日にホームページ上にも掲載します。

なお、定例見積によらない案件については入札公告に掲載しますので、そちらをご覧ください。

岩手県ホームページ（http://www.pref.iwate.jp/）

【定例見積情報】

トップページ⇒（各種手続を行う）入札・コンペ公募情報⇒物品入札⇒物品定例見積情報

トップページ⇒（組織から探す）広域振興局⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒定例・随時見積（物品購入）

【入札公告】

トップページ⇒（各種手続を行う）入札・コンペ公募情報⇒物品入札⇒物品入札情報

トップページ⇒（組織から探す）広域振興局⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒入札情報（物品購入）

3　見積書の提出期限及び提出場所

(1)　提出期限

・火曜日提示分：**木曜日 13 時まで**

・木曜日提示分：**翌週の火曜日 13 時まで**

提出場所

見積書は、盛岡審査指導監の物品管理チーム見積 BOX に投函してください。

なお、郵送による見積書の提出も認めますが、提出期限必着とします。

送付先　〒020-0023　盛岡市内丸 11-1 盛岡広域振興局盛岡審査指導監物品管理チームあて

※表に「定例見積書在中」と朱書きで記載してください。

〔留意事項〕

① 代理人が見積に参加する場合は、別紙委任状を提出してください。

② 見積書の宛名は、**「盛岡広域振興局長」**と記載してください。（納品・請求書も同様）

③ 見積金額は**「税抜き」**で記載してください。

④ 見積書には、希望納期に関わらず、**納品可能日を必ず記載願います**。

⑤ 見積書には、物品購入依頼票に明示してある**整理番号（例：Ｔ２０００）及び見積年月日を記載**してください。
なお、**納品・請求書**を発行する場合にも、**整理番号及び納品・請求年月日を必ず記載**してください。

⑥ 見積書には、物品購入票に記載されている**品名、規格、銘柄及び数量**を記載してください。

⑦ 同等品での見積りも可能ですが、「同等品不可」の記載がある場合は、指定した商品としてください。
なお、同等品として見積りする時は、製品の仕様がわかるカタログ等を添付してください。

⑧ 見積額が 30 万円を超える場合は、品名ごとに定価又は市販価格（単価）を記入してください。（印刷物類を除く）

⑨ 契約金額は、見積書に記載された額に消費税及び地方消費税の額を加算した額です。契約金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てとなります。

⑩ 契約金額が 50 万円を超える場合は請書（様式は別紙のとおり）の提出が必要となります。150 万円を超える場合は契約書が必要となります。

⑪ 見積額が同額であるものが２人以上の場合は、くじにより契約業者を決定します。

4　発注時期

原則として、見積書提出期限の翌日までに決定業者に対しＦＡＸにて発注します。